

項番	対象条項	現行	変更後(2023/01/16適用開始分)	変更箇所
1	第15条	<p>第15条 特約の改定変更・承認</p> <p>本特約が改定され、その改定内容が会員に通知または公表された後に、会員が本カードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。</p>	<p>第15条 特約の改定</p> <p>三社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、三社は、当該改定の効力が生じる日を定め、JCBのホームページにて公表します。</p>	条文変更